

会 務 月 報

第435号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■令和元年5月常任理事会議事概要

1. 日 時 令和元年5月27日(月) 13:25～15:55

2. 場 所 日事連会議室

3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数

常任理事会構成者総数13名、定足数7名、出席者数12名

4. 出席者及び欠席者の氏名

出 席 者

会 長 佐々木宏幸

副 会 長 岩本茂美、新沼義雄、堂田重明、伊藤光洋、
児玉耕二、戸田和孝

専務理事 居谷献弥

常任理事 庄司雅美、白井 勇、西川英治、濱本泰久、
南 孝雄

事 務 局 前田敏明事務局長、鈴木雅之広報企画担当課
長、千浜民子業務課長、伊東眞理総務課長、
吉田茂調査役

欠 席 者

常任理事 植村吉延

5. 議 長

佐々木宏幸会長より議長について諮り、児玉耕二副会長を議長
に選任した。

6. 議事録署名人

佐々木宏幸会長、児玉耕二副会長

7. 協議事項

(1) 第67回定時総会議案について

①平成30年度事業報告

事務局より、資料1のうち報告事項1の平成30年度
事業報告について、会議報告、事業概要、総務・財務、
教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、基本
問題検討、法制度対応、災害対策、景観・まちづくり、
住宅金融支援機構適合証明業務、対外協力、会員動静、
指定事務所登録機関登録状況、青年部会等設置状況及
び機構に関するそれぞれの内容の説明がなされた。

②公益目的支出計画実施完了報告

事務局より、資料1のうち報告事項2の公益目的支出
計画実施完了報告については、3月の理事会で報告済み
であるが、総会でも報告事項としたいとの説明がなされ
た。

③平成30年度決算承認の件

事務局より、資料1のうち第1号議案に該当する一般
会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成30年
度決算案について説明がなされた。

④補欠理事の選任の件

事務局より、資料1のうち第2号議案に該当する補欠
の理事の選任について説明がなされた。

西川英治常任理事より、収入の1割が黒字ということかと
の質問がなされ、事務局より、平成30年度においては概ね
そのとおりであるとの回答がなされた。

また、西川常任理事からの、単位会会長の立場としては会
誌収支の見直しは避けられないとの発言を受け、白井勇常任
理事から、財政等の見直しは総務・財務委員会で検討してい
きたいとの発言がなされた。

協議の結果、すべての原案を了承し、資料1を6月通常理
事会に提案することを決めた。

(2) 第67回定時総会等のスケジュール及び運営について

事務局より、6月26日に銀座東武ホテルで行う第67回
定時総会及び第131回建築士事務所協会全国会長会議等
のスケジュール、運営及び座席配置について、資料2によっ
て説明がなされ、各会議で担当者が次第のとおり進行するこ
とを確認した。

西川常任理事より、全国会長会議の座席はブロック毎ではなく、地域に関係なくランダムにした方が良いのではとの意見が出されたが、協議の結果、ブロック毎にテーブルを設けて着席することとし、資料2の原案を6月通常理事会に提案することを決めた。

(3) 会員増強単位会表彰について

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

正副会長及び総務・財務委員長で構成する会員増強単位会表彰審査委員会で、平成30年度の各単位会の会員増加率及び増加数を勘案し、大会及び大阪会を表彰対象とした。表彰は10月の全国大会式典で行う予定である。

協議の結果、資料3の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

(4) 建築士事務所企業年金の代議員定数問題解決のための内

規制定及びJIAとの覚書について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

企業年金基金の加入事業所及び母体組織体のガバナンス強化の一環として、基金の代議員定数等について法令が改正され、日事連及び日本建築家協会（JIA）が共同事業として設立している建築士事務所企業年金基金（基金）においても、原則として、加入事業所数の1割以上の選定代議員を置くこと等が規定された。この規定によると、現在の代議員16名を68名に増員しなければならないが、厚生労働省より例外として、1つの組織体に9割以上の事業所が所属し、当該組織体が基金の運営について所定の要件を満たす内規等を定め、それに沿って運営がなされれば、原則の適用を除外することが認められた。具体的な要件は以下のとおり。

①基金の運営に当たり、JIAは母体組織体としての役割を

日事連に委託する旨の覚書を、日事連・JIA・基金の三者間で締結すること

②日事連に設置している総務・財務委員会が所定の対応を

行う旨の内規を、日事連が制定すること

基金の円滑で実効ある運営のため、資料の案のとおり、三者間での覚書の締結及び内規を制定したい。なお、覚書・内

規とも、基金の代議員任期満了日である令和2年4月14日から適用する。

協議の結果、資料4の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

(5) 業務報酬基準にかかわる発注者団体への要望活動について

居谷献弥専務理事より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

先般、新業務報酬基準告示第98号が公布施行されたが、この基準を実効性のあるものとするため、建築五団体（日事連、士会連、JIA、日建連及び学会）で官公庁及び民間の発注者団体に対し、告示に準拠した委託契約及び委託代金の契約についての周知徹底を要望したい。

協議の結果、資料5の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

(6) 令和元年度建築士事務所キャンペーンの実施について

南孝雄広報・渉外委員長より、資料6によって次の趣旨の説明がなされた。

広報・渉外委員会にて、従来の実施要領の内容に趣旨及びイベント運営として新業務報酬基準の周知活動の実施を追記すること及び配布資料は昨年同様4種類とすることとした。さらに、全国共通テーマについては、昨年までのテーマである「信頼のあかし 建築士事務所協会」を継続することの重要性も考慮したが、10年ほど継続しているテーマであり、元号も変わり新たな時代となることから、「新たな時代を築く 建築士事務所協会」に変更し、サブタイトルは単位会で設定が可能とした。今年度もキャンペーン事業の実施経費として、各単位会に上限10万円を助成したい。

協議の結果、資料6の原案を了承し、6月通常理事会に提案することを決めた。

(7) 6月通常理事会の議題等について

事務局より、資料7によって説明がなされ、協議の結果、原案の内容で6月通常理事会開催通知とすることを決めた。

8. 報告事項

(1) 日事連のBCPについて

児玉耕二副会長より、資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

災害対策特別委員会で資料のとおり「日事連：災害対策の基本原則（案）」を取りまとめた。従来も震災発生時に災害対策本部及び建築復興支援センター等は設置されていたが、災害発生時からの措置等をチャート図に整理した。委員会で単位会への見舞金支給基準案も作成したが、正副会長会では、見舞金を支出する災害の範囲は、全ての自然災害ではなく、「建築で何ができるか」という観点から、主として「建築物に関わる災害」「建築士事務所に関わる災害」に限定する方がよいとした。

以下の発言がなされた。

白井常任理事－災害時の日事連の機能維持については総務・財務委員会で検討中である。

西川常任理事－見舞金の支給は、正副会長の判断ではなく理事会の承認が必要ではないか。

→従来も、会長等の判断で支出したとしても、その後理事会にかけている。

堂田重明副会長－富山会では、行政と防災協定を締結しているところである。三会で、災害に対する意思疎通を図ることも必要ではないか。

佐々木会長－今年から始めた三会の意見交換会で話題にする。

児玉副会長－災害対策については、進化系で進めていきたい。

(2) 民間連合協定工事請負契約約款の改正についての意見照会について

居谷専務理事より、資料9によって次の趣旨の説明がなされた。

令和2年4月の改正民法施行に伴い、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款委員会で約款改正案が取りまとめられた。今般、同委員会より改正一次案について意見照会があり、業務・技術委員会傘下の四会建築設計・監理等業務及び

工事請負業務の契約書類ワーキンググループで検討し、意見回答書を作成した。その内容は、第1条の2の契約不適合の定義及び第14条の（3）の「不具合」の概念が曖昧であること等である。

(3) 四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款改正の検討状況について

居谷専務理事より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

前記8（2）と同様、令和2年4月の改正民法施行に伴い契約約款の見直しを行っているところであるが、主要な課題としては、「瑕疵」が「契約不適合」となったこと及び消滅時効の期間が延びて権利を行使できるときから10年となったことなどが挙げられる。現在はリーガルチェックが終了した段階である。改正民法施行後の5月以降には講習会を実施する予定である。

(4) CM方式検討会の検討状況について

居谷専務理事より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

3月の第5回で検討会は終了した。第5回検討会では、地方公共団体におけるピュア型CM活用ガイドライン（案）が示された。CMRの資格要件及びCMRの位置づけなどについて、実態に即したよりよい結論となるよう設計三会で意見書を提出した。

(5) BIMに関わる動きについて

居谷専務理事より、資料12によって次の趣旨の説明がなされた。

BIMについては官民で様々な動きがあることから、官民一体となってBIMを推進できるよう、国交省において建築BIM推進会議が設置される。BIMを活用した建築生産プロセスの将来像やこれに向けた工程表を策定する。9月以降にWGが設置され、個別案件についての検討を行う予定である。この他、建築センターにBIMを活用した建築確認における課題検討委員会が設置される等の動きがある。日事連では、BIMと情報環境ワーキンググループにおいて、会員

のBIM普及促進に向けた活動を推進するに当たり、会員事務所へのアンケートを行った。

西川常任理事より、国交省の資料では「Society5.0の社会実装を進めるため、建設分野の制度改革として」とあるが、BIMを使うことで設計から施工、サブコン等まで一連の情報共有化が図れるということだと思うが、最終的にはどのように考えているのかとの発言がなされ、佐々木会長より、政府の成長戦略Society5.0の中で、スマート社会に向けてAIも含め、建設分野を取り残さないという目的もあるとの回答がなされた。

(6) 共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する外部有識者委員会について

居谷専務理事より、資料13によって次の趣旨の説明がなされた。

いわゆるレオパレス21問題により外部有識者委員会が設置され、第1回委員会では事案の概要と国交省の対応等の説明がなされた。第2回委員会では再発防止の検討に係る論点整理として、工事監理及び建築確認検査に係る再発防止策、工事監理のあり方を明確にする必要性や確認検査のあり方についての検討などが挙げられている。

(7) 会員・構成員異動報告

資料14により、平成31年2月から4月の単位会別構成員数及び賠償責任保険加入者数等が事務局より報告された。

(8) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料15により報告がなされた。

(9) 経過報告について、事務局より資料16によって報告がなされた。

(10) その他

佐々木会長より、4月11日に岐阜県建築士事務所協会を訪問し、会長等幹部と懇談した旨報告がなされた。

<配付資料>

資料1：第67回定時総会議案書

資料2：第67回定時総会及び第131回建築士事務所協

会全国会長会議等のスケジュール及び運営について

資料3：会員増強単位会表彰について

資料4：建築士事務所企業年金へのガバナンス強化に向けての両母体間の覚書および日事連における内規について（案）

資料5：業務報酬基準に準拠した契約の徹底に関する5団体での要望活動の実施について

資料6：令和元年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項（案）

資料7：令和元年6月通常理事会開催通知

資料8：日事連災害対策の基本原則（案）

資料9：平成30年度建築士事務所キャンペーンの実施について

資料10：民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の改定の検討状況について

資料11：CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会の設置の趣旨他

資料12：建築BIM推進会議の設置について他

資料13：共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する検討会資料

資料14：会員・構成員異動報告等

資料15：後援・協賛名義使用の件

資料16：経過報告

■第3回教育・情報委員会（Web会議）議事概要

日時 平成31年4月18日（木）13：30～16：00

場所 日事連会議室（委員長、担当副会長、秋野理事、事務局）
所属単位会の事務局（舟幡副会長、赤坂委員、山崎委員、石井委員、寺前委員、内田委員）

出席者 委員長 庄司雅美

副委員長 舟幡 健

委員 赤坂忠美、山崎良知、石井好治、寺前則彦、内田信介

担当副会長 堂田重明

特別出席 秋野卓生

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、東小川

欠席者 委員 坂本拓三

配付資料

資料1 : 法定講習の実施状況等

資料1-1: 平成30年度「法定講習」実施結果一覧

資料1-2: 平成31年度「法定講習」実施計画一覧

資料1-3: 普及センターとの建築士定期講習等の打ち合わせ、
ほか報告

資料2-1: 平成30年度「開設者・管理建築士のための建築士
事務所の管理研修会」の実施結果一覧 など

資料3-1: 「建築設計業務における設計図書の電磁的記録による
作成と保存のガイドライン講習会(仮)」のテキ
スト表紙(案)

資料3-2: 平成30年度「防火設備定期検査業務基準および特
定建築物定期調査業務基準に関する実務講習会」実
施結果一覧

資料4 : 講習会Web受付システムの活用状況

資料5 : 平成30年度教育・情報に関する事業報告(案)

議事

1. 法定講習(管理建築士講習・建築士定期講習)について

(1) 平成30年度の実施結果

○事務局から法定講習の実施状況等について以下のとおり報告
した。(資料1,1-1)

・管理建築士講習は、70会場962名が受講、(公財)建築技術
教育普及センター直轄の臨時講習では15会場323名が受講
し、合計受講者数は1,285名であった。宮城会が4年ぶりに
講習を開催し、6会場73名の受講があった。

・建築士定期講習は、事務所協会全体で135会場10,704名の受
講があった。

インセンティブは3年前の平成27年度の修了者数に比して
95%以上に達すると委託費がプラスされるが、約93%と未達で
あったとの回答を普及センターより受けた。

(2) 平成31年度の実施計画

○事務局から法定講習の実施計画等について以下のとおり報告
した。(資料1-2)

・管理建築士講習は、75会場・定員1,600名、普及センターで
は第2期までで6会場・定員152名の計画となっている。

開催のなかった奈良会が講習を計画されたこと、また福岡会は
例年より2会場増やして計画があげられている。

・建築士定期講習は、事務所協会129会場・定員12,000名、士
会では206会場・定員16,015名、合計336会場、定員28,015
名の計画があがっている。

○3月8日に普及センター、士会連合会及び日事連の3者で打ち
合わせを行い、その際に話し合われた受講促進策等、また関連
事項について資料1-3により事務局から報告した。

消費税率が上げられても年度内は受講料を上げないこと、総合
資格の管理建築士講習の受講料の引き上げ、定期講習Web受
付採用による一定の効果、リスティング広告及び地方小規模講
習実施の推進等。

○委員等からは以下のとおり発言があった。

【管理建築士講習について】

・管理建築士講習の総合資格の受講料の引き上げは、普及セン
ターへ受講希望者を取り込むチャンスではあるが、PRを如何に
していくかが重要になる。

・管理建築士講習では10名以下で開催するのは、財政的に厳し
い。民間の会場を借りずに、事務局の会議室を使えば支出は抑
えられ、多少の収入は得られると思われる。

2. 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」実 施状況等について

教育・情報委員会では、毎年度行っている「開設者・管理建
築士のための建築士事務所の管理研修会」について、開設者及
び管理建築士に対して5年に1度の受講を推奨しているが、法
的に受講の義務がない状況であるため、受講促進が難しい状況
である。この研修会をどのような形で受講義務化に近いものと
して位置付けていくかが課題となっている。

今回、このことについて、本会の理事で顧問弁護士である匠

総合法律事務所・秋野弁護士に事前相談し、見解を説明するために特別出席され、以下のとおり述べられた。

<秋野弁護士の見解>

本研修会の受講の法律上の根拠について、先ず法令若しくは告示に関して存在しているものがあるか否かの観点から調べたところ、以下の状況であることを確認した。

- ・この研修会は、昭和61年から「建築士事務所の管理講習会」としてスタートしている。これは、建築士法第22条（知識及び技能の維持向上）の第2項に「国土交通大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要な情報及び資料の提供その他の措置を講ずるものとする。」の条文があり、「その他の措置を講ずる」という規定から、昭和61年8月18日に建設省告示第1423号が公布され、その告示に基づき、指定講習制度として建設大臣指定を受けたもので都道府県はその明確な根拠に基づいて本管理講習会を知事指定の講習会として採用してきたと思われる。
- ・この告示第1423号は、その後平成13年3月30日建設省告示第419号により廃止（廃止時期は平成17年度末）され、管理講習会は平成18年3月末までで終了した。
廃止の理由は、国の「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が平成14年3月に閣議決定され、建築士法施行規則及び建築基準法施行規則の一部を改正する省令により廃止が決定した。これは一部の公益法人が委任事務で補助金が不正に使われているような事案が出ていたことへの対応と思われる。
- ・上記により、法令・告示の根拠に基づいた要望は難しいが、建築士法第22条第2項の「その他の措置」は現状行われていない状況にある。
日事連では、建築士事務所の登録更新時等で管理研修会を受講の条件にしてもらいたいと考えているが、受講義務がないので、単に各自自治体の長が事務所登録更新時に必要な講習会と定めればそれで済むような考え方の状況にある。
- ・今後改めて何ができるかということを考えると、士法の「そ

の他の措置」が今も生きているので、国土交通大臣若しくは都道府県知事に対して講ずる策を考え求めていくことが課題となる。

○次に、教育・情報委員会の意見、方針等が話し合われた。

- ・昨今の施工物件において、施工不備問題や基準法不適合の物件が供給される中で、国が開設者にも資質向上のために研修等が必要と判断するのであれば、しつらえを考えるとと思われるが、今の段階ではわからない。
- ・開設者に対して研修を受けてもらうよう要望する方法もあるが、国と自治体との関係では、国は研修会の受講をしてもらうよう要請できる立場にはないように考える。また、士法改正の要望の中の検討事項の一つとして取上げてきていることは事実である。
- ・開設者に対して指導することについては、実際に何が必要なのかを整理する必要がある。
- ・各都道府県によって管理研修会の知事指定を受けている単位会が多いが、日事連と単位会が連携をとりながら要望書を提出することは是非行っていきたい。また、要望書を提出するときには、各単位会の事情を把握したうえで実施することが必要である。

<事務局の見解>

- ・開設者と管理建築士の二つがあり、管理建築士については既に法定の管理建築士講習があり、加えて定期講習もある中で、なぜ管理研修会を付け加える必要があるのか理由が見つからない。一方開設者については、講習義務付けが必要であれば国交省でしつらえをしようと思うが、今の時点でどう捉えていくかははっきりしていない状況にある。

○今後の方針

問題点を整理した上で、国土交通省に対して、同省の受け止め方も考慮し理解してもらえる文章（やわらかい内容でもよい）を知恵を絞って作成し、日事連と単位会が連携したスタンスでアクションを起こしていきたい。開設者に講習の義務付けがない法律の盲点も含めて、継続的に訴えていくことが大切である。また、建築士事務所登録の所管は都道府県であ

るため、要請の対象が国土交通省なのか都道府県なのかを事前に整理しておく必要がある。そのことも含め文章の整合性のチェック等については、顧問弁護士にも協力をお願いすることとする。

3. 新規講習について

○庄司委員長から、設計図書の電磁的記録による作成と保存のガイドライン普及促進WGの検討状況について報告がなされ、各委員へ以下の依頼をした。

- ・資料3-1は現在予定している講習テキストの表紙になる。4月11日にWGが開催されテキスト最終版の編集に取り掛かっているところであるが、今後疑問点を付したQ&Aを参考資料として付け加える予定である。

テキスト作成は日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）の協力を得ているが、4月22日に精査された講習テキストの原稿がJIIMAから日事連事務局へ送られるので、それを各委員へPDF形式で送付する。

各委員において原稿を確認してもらい、Q&A形式にするQ（疑問点）を5月17日までにあげて送付してもらうこととする。

JIIMAではそれを受けA（回答）を作りQ&A集を作成していく予定としている。

○昨年度、日本建築防災協会の協力により、日事連を通じて単位会において「防火設備定期検査業務基準および特定建築物定期調査業務基準に関する実務講習会」を開催し、事務局より実施結果を示した一覧表を提出した。（資料3-2）

- ・防火設備講習は12会場353名、特定建築物講習は10会場362名、両講習実施が13会場564名の受講があったことを報告した。

今年度も開催希望単位会において実施することとしている。

4. 講習会 Web 受付システムについて

○昨年度導入した講習会Web受付システムの活用状況について事務局より資料4に基づき報告した。

- ・昨年9月より既存住宅状況調査技術者講習で運用を開始、13単位会がシステムを利用し全体で56名のWeb申込みがあった。

今後ほかの講習についても活用していく予定である。

5. 平成30年度事業報告について

- 事務局でとりまとめた事業報告（案）を資料5により説明した。
 - ・記載内容を確認し、原案のとおり了承した。

6. その他

- ・次回委員会は、令和元年9月18日（水）13:30～16:00（Web会議）

■第3回業務・技術委員会（Web会議）議事概要

日時 平成31年4月23日（火）14:00～16:30

場所 日事連会議室（委員長、担当副会長、臼井委員、井上委員、事務局）

所属単位会事務局等（副委員長、渡邊委員、乾委員、松村委員、宮本委員）

出席者 委員長 西川英治（石川）

副委員長 栗田政明（埼玉）

委員 渡邊啓宇（秋田）、臼井勝之（東京）、乾 彰宏（福井）、松村和夫（滋賀）、宮本昌司（徳島）、井上 彰（大分）

担当副会長 伊藤光洋（山口）

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、野出、岡本、吉田

（配付資料）

第2回業務・技術委員会議事概要

資料1：平成30年度 業務・技術に関する事業報告（案）

資料2：新業務報酬基準の周知・普及について

資料3：「官庁施設の設計業務等積算要領」の改定概要

資料4：建築士法施行規則第21条の改正（案）について

資料5：意匠法の改正案について

資料6：民間連合協定工事請負契約約款の改正についての意見照会

資料7：四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款の改正の検討状況について

資料8：第5回CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検

討会 議事概要

資料9：建築BIM推進会議の設置について

資料10:建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案を閣議決定

資料11:共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する外部有識者委員会の設置

議 事

1. 業務・技術に係る平成30年度の事業報告について

○資料1により、平成30年度の業務・技術に係る事業報告について事務局より説明がなされた。協議の結果、資料1の通り了承された。以下、協議内容。

- ・全国的な既存住宅状況調査の動きはどのようにになっているか。
→単位会によっては組合をつくって業務を受注しているところもある。国交省でまたアンケートを採る予定がある。
- ・構造技術に関する基本知識の会誌への掲載はいつ頃になる予定か。
→夏頃を目指している。
- ・JAAF-MSTは告示改正にあわせるのか。
→改正告示にあわせるということで現在改定を行っている。

2. 業務報酬基準告示改正への対応について

○資料2により、新業務報酬基準の周知・普及等及び改正業務報酬基準に係る講習会の開催予定について、事務局より説明がなされた。おもな内容は以下の通り。

- ・周知・普及については、会誌、HPへの掲載、パンフレットの配付などを行った。内容の周知については国交省の委託事業としての説明会の他、単位会での講習会の開催を予定している。
- ・中小建築物については略算表での業務量が告示15号より低くなっていることからより適切な活用を検討する必要がある。

3. 官庁施設の設計業務等積算要領の改定について

○資料3により官庁施設の設計業務等積算要領の改定について事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・告示の改正にあわせて官庁施設の設計業務等積算要領についても改定された。告示の改正に合わせた改定の他、近年官庁営繕発注の業務を受注した建築士事務所に対するアンケートを

実施した実態も反映されている。

- ・諸経費は告示にならい直接人件費の1.1倍に見直されたが、技術料等経費については、直接人件費+諸経費の0.2倍であったものが0.15倍となった。
- ・告示には業務量の表しかないが、積算要領では計算式も示されている。

4. 建築士法施行規則第21条の改正について

○資料4により、建築士法施行規則第21条の改正案についての意見提出について事務局より説明がなされた。おもな内容は以下の通り。

- ・この改正案については、国交省より意見照会があり2月に業務・技術委員会、構造技術専門委員会に意見を求めた。
- ・建築士法施行規則第21条を改正して、4号建築物についても基礎伏図、各種床伏図、小屋伏図、構造詳細図及び構造計算書等を図書保存の対象にするというもの。
- ・業務・技術、構造技術の委員の意見をまとめ、国交省へ3月に意見提出した。

○協議内容

- ・昨年より日弁連から4号特例の廃止の意見書が国交省に出されており、図書の保存の義務づけという形で4号建築物の質を担保しようとしている。
- ・確認申請の時に図面は提出するのではないのか。
→壁量計算などは確認からはずしている。
- ・確認の対象にはなるのか。
→確認の対象にはならないが、保存の対象とすることで適正に図書が作成されるようになることを目的としているのではないか。
- ・構造技術専門委員会で検討している会誌を通じての情報提供では意匠技術者においても壁量計算だけでは構造的な検討をしたことにならないことに注意喚起をしようとしている。

5. 意匠法改正案について

○資料5により、意匠法が改正され、建築物についても意匠法の対象となる旨、事務局より説明がなされた。おもな内容は以下の通り。

- ・特許庁の担当者より法制度対応特別委員会において説明を行ってもらい、設計者の負担が大きいことや設計者の自由な発想の萎縮などにつながるため、法改正及び運用については十分配慮してほしい旨を要望した。

○協議内容

- ・登録要件を厳格に適用することで大きな影響はないのではないか。
- ・独創性を明確にしてほしいこと、検索システムを改良してほしいことなどを要望した。
- ・登録要件に公知のものや類似のものがないことが挙げられているが、特許庁の把握から漏れるものもあるかもしれない。
- ・四会の契約書類においても意匠の登録に何か制限を設けなければいけないのではないかという話も出ている。設計者が委託者に無断で意匠登録をすることは問題となるのではないか。
- ・通常のビルなどには当然適用されないのではないか。
- ・カーテンウォールなどを意匠登録されてしまうと同じような意匠が使えなくなってしまう。

6. 民間連合協定工事請負契約約款の改正についての意見照会について

○資料6により、工事請負契約約款の改正についての意見照会についての説明が事務局よりなされた。おもな内容は以下の通り。

- ・民法改正にともなう改正のほか、表現の整理なども行われている。業務・技術委員会傘下の四会建築設計・監理等業務及び工事請負業務の契約書類ワーキンググループで検討し、意見回答書（案）を作成している。
- ・第1条の2の契約不適合の定義、第14条の（3）の「不具合」の概念が曖昧であることなどを意見として提出予定である。

○協議内容

- ・民法改正では「瑕疵」という言葉はなくなったが、品確法では残っているのか。「瑕疵」と「不適合」はどうちがうのか、→品確法と住宅瑕疵担保履行法では残っているが、民法改正にあわせて改正されていて「瑕疵」という言葉は法律の中で定義されている。
- 不具合が瑕疵で契約不適合はそれ以外の契約と違うことも

すべて含んでしまうようなイメージがある。

7. 四会連合協定建築設計・監理等委託契約約款改正の検討状況について

○資料7により、民法改正に対応した四会連合協定建築設計・監理等委託契約約款の改定の検討状況について事務局より説明がなされた。おもな内容は以下の通り。

- ・主要な課題としては、「瑕疵」が「契約不適合」となったこと、消滅時効の期間が延びて権利を行使できる時から10年となったことなどが挙げられる。
- ・現在はリーガルチェックが終了した段階で、これから確認作業を行う予定である。

○協議内容

- ・スケジュールはどのようになるのか。
→改正民法の施行が4月であるので、来年1、2月頃には改定版を発行予定である。
- ・4月以降、新しい民法に対応していない契約書は使えるのか。
→契約は自由であるので使える。契約書・契約約款で合意した内容が契約内容となる。

8. CM方式検討会の検討状況について

○資料8により、CM方式（ピュア型）の制度的枠組みに関する検討会での検討状況について居谷専務理事より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・第5回で検討会は終了。第5回では地方公共団体におけるピュア型CM活用ガイドライン（案）が示された。
- ・CMRの資格要件、CMRの位置づけなどについて実態に即したよりよい結論となるよう設計三会で意見書を提出している。

○協議内容

- ・ガイドラインをつくるということで法的に何かをするということではないのか。
→今のところの目的はガイドラインの作成と標準約款の作成ということである。検討事項としてはCMRの位置づけ、必要性が議論となる可能性がある。

9. BIMに関わる動きについて

○資料9により、建築BIM推進会議の設置等のBIMに関わる

動きについて事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・BIMについては官民でいろいろな動きがあることから官民一体となってBIMを推進していけるよう国交省において建築BIM推進会議が設置される。BIMを活用した建築生産プロセスの将来像やこれに向けた工程表を策定する。9月以降にはWGを設置して個別案件についての検討を行う。
- ・このほかBIMを活用した建築確認における課題検討委員会が建築センターに設置されるなどの動きがある。
- ・BIMと情報環境ワーキンググループにおいては、会員のBIM普及促進に向けた活動を行っていくにあたり、会員事務所へのアンケート調査を行っている。

10. 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案について

○資料10により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定された旨、事務局より説明がなされた。戸建て住宅等については建築士に省エネ性能に関する説明が義務づけられることとなる。

11. 共同住宅の建築時の品質管理のあり方に関する外部有識者委員会の設置について

○資料11によりレオパレス21問題により設置された外部有識者委員会での検討状況について事務局より説明された。おもな内容は以下の通り。

- ・第1回では事案の概要と国交省の対応、第2回では再発防止の検討に係る論点整理などが行われた。
- ・工事監理及び建築確認検査に係る再発防止策に係る論点整理として工事監理のあり方について明確化する必要性や確認検査のあり方についての検討などが挙げられている。

12. 次回日程

第4回 令和元年9月25日（水）14：00～16：30
（Web会議）

■第12回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

日時 平成31年4月15日（月）14：30～16：30

場所 日事連会議室

出席者 委員長 栗田政明（埼玉会）

委員 戸井田秀明（埼玉会）、安藤欽也（東京会）、
渡辺猛（東京会）、増田務（神奈川会）、
樋上雅博（大阪会）、辻裕樹（大阪会）

事務局 千浜、野出、岡本、吉田

欠席者 委員 須田正美（千葉会）

【配付資料】

第11回既存住宅状況調査専門委員会議事概要

資料1-1 建物状況調査に関する取組現状

資料1-2 平成29年度の住宅市場動向調査抜粋資料

資料1-3 既存住宅流通を取り巻く現状の考察（住宅市場動向調査より）

資料2 2019年度の講習実施予定

資料3 既存住宅状況調査技術者講習テキストの改定等について

追加資料 大阪府建築設計協会インスペクション物件リスト

議 事

1. 既存住宅状況調査の現状

○資料1-1により、建物状況調査に関する現状について、事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・国土交通省が行ったアンケートによると、平成30年度の既存住宅状況調査の実施件数は半年間で5,932件であった。
- ・宅建業者によるあっせんは媒介契約件数の2割にあっせん希望があり、9割で調査を実施。
- ・「安心R住宅」は平成30年4月より流通が開始されている。既存住宅状況調査も登録要件となっており、平成30年9月末時点で482件の既存住宅が「安心R住宅」として流通している。
- ・既存住宅の流通量は欧米と比べてまだ1/6から1/5であるが、既存住宅・リフォーム市場の活性化に向けた施策として、既存住宅状況調査が期待されている。
- ・既存住宅状況調査技術者を対象としたアンケートを今年再度実

施予定。所属団体に関する設問も設ける予定で、新たに団体ごとのデータも出る予定。

- ・宅建業者におけるあっせん等の状況をみると、調査を実施した物件のうち、約6割が契約に至っていないことから、何らかの瑕疵があり、契約ができなかったとも読み取れる。消費者にとっては良いが、売主からするとマイナスの制度となっている可能性がある。

→埼玉、東京、神奈川の宅建業者は「既存住宅アドバイザー」という制度を利用し、建築士が携わる費用を抑える策を講じており、制度が形骸化している。

→制度をもっと厳格に運用する必要があるのではないかな。

○資料1－2により、住宅市場動向調査内容について事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・住宅の選択理由として、中古と賃貸では平成25年から「価格／家賃が適切だったから」という回答が最も多い。
- ・新築か中古かの選択理由として、「新築の方が気持ち良いから」という回答に続いて、中古は「リフォーム費用などで割高になる」「耐震性や断熱性など品質が低そう」という回答が続いた。
- ・中古住宅の流通しているものの中で建築時期については、「平成7年～平成16年築」のものが最も多く、全体的にみても新耐震基準となる昭和56年以降のものが多く見受けられる。
- ・インスペクションの認知度及び実施件数共に上昇傾向が見られる。

○資料1－3により、既存住宅流通を取り巻く現状について、考察を行った内容について、事務局より説明がなされた。主な内容は以下の通り。

- ・モデルを用いた概算では、改修費用等詳細な検討内容が盛り込まれていない状態ではあるが、結果としては割高となってしまった。
- ・中古住宅は築20年以内（耐火建築物は25年）もしくは耐震基準適合証明書住宅ローン、住宅性能評価書、既存住宅売買瑕疵保険加入のいずれかが必要。減税を受けるハードルが高い。

○協議内容

- ・資料1－3の4で、新耐震基準以降の平成11年築の建物も耐震診断をしないといけないのか。

→実際は任意となる。

- ・資料1－3の4の一年あたりの価値については何を基に算出しているのか。

→住宅市場動向調査内の購入資金の平均額を基に算出している。

新築住宅と分譲住宅については、55年間一度もリフォームしないと仮定しており、一律に判断できない内容となっている。

- ・資料1－3の4より、インスペクションでは、メンテナンスをどのようにしたかを評価していくことが重要であることがわかる。

- ・資料1－3の4の費用参考元について、見直しが必要な参考例が多々見受けられる。

- ・資料1－3の4にある「耐震診断費用」は現実的に50万円を請求するのは難しい。大阪府建築設計協会では、木造120㎡では複雑な場合でも12～14万円程度（1,000円／㎡）を相場としている（※構造によって異なる）。行政との業務提携では1件5万円。耐震診断で出る補助金が5万円のため、その範囲で行えるように調整しようとしている。

- ・資料1－3の4は、改修費用等のトータルのコストを盛り込んだ上で計算する必要がある。

- ・改修計画があるマンション等とは異なり、木造では改修の基準がなく、事故修繕がほとんど。

→インスペクションの重要性と、住み続けていく上で定期点検等のメンテナンスの必要性が示せる資料とし、世の中に訴えかけられればよいのではないかな。

- ・買主がインスペクションを依頼するのが通常の流れではないかな。本来とは異なる運用がなされているのではないかな。

2. 令和1年度の講習実施予定について

○資料2により、令和1年度の講習実施予定について、事務局より説明がなされた。現在確定している会場を掲載しHPにて公開中。毎年10ブロック開催が必須であり、開催予定のないブロックは今後開催するよう調整が必要。建築士事務所協会登録の技術者は現状5,000名弱程度。

○協議内容

- ・建築士会では早い段階で講習者を囲い込むために、連合会で一括受付が行われている。

- ・建築士会は2万名程度の登録者がいると推測される。
→建築士法に定められた業界団体としての業務は建築士事務所協会、資格者団体としての研修は建築士会が行うという形で決めたのだから、国土交通省で交通整理をするべきではないか。
 - ・今年度の講習会費等の採算については問題ないのか。
→今年度は500名を想定しており、後半で伸びれば採算については問題ない予定。
3. 既存住宅状況調査技術者講習テキストの改定方針について
- 資料3より、既存住宅状況調査技術者講習テキストの改定方針について、事務局より説明がなされた。来年度が更新講習第1回目となり、全く同じテキストを用いるわけにはいかないため、改定が必要となる。主な内容は以下の通り。
- ・第1章は最新の情報に更新。
 - ・第2章は記述内容の見直しや住宅瑕疵の事例の差し替え等。
 - ・第3章は内容の見直しや、追加資料の検討等。
 - ・その他として、更新講習用として新たに付け加える資料の検討等。
 - ・テキストの改定にあたり更新講習、講師講習の講習形態（DVD講習の可否等）の検討が必要。
 - ・調査方法が不明という声も多く、調査方法を解説したDVDの作成等の対応策の検討が必要だが、費用面での問題も大きい。
- 協議内容
- ・テキストの改定については、前回作成頂いた方に再度お願いした方がよいのではないかと。
 - ・ある程度実務を行っている方を講師として、実務講習のようなものを更新講習の中に取り込んで、受講者が同じ品質の調査を行えるようにした方がよいのではないかと。
→使用器具についても、道具を紹介するだけでなく、実際の使い方を紹介した方がよい。
→DVD等を作成できないかと。
→実務解説については今後必要となるため、DVDの製作費について、各ブロックで負担できないか等の提案を行ってはどうか。
 - ・瑕疵担保責任保険協会の映像を使用させてもらえないのか。
→提供できない旨、回答があった。
 - ・テキストは委員会で、その都度確認するのは膨大な時間がかかっ

てしまうため、何人かで作成したものを委員会で精査する等の対応が必要。

4. 大阪府建築設計協会の取り組みについて

○追加資料により、大阪府建築設計協会のインスペクションの取り組み状況について、樋上委員より説明がなされた。現在堅調に業務を受託できているが、インスペクション関係では技術者が10人程度しかおらず、どうやって養成していくかが直近の課題となっている。

○協議事項

- ・（公社）大阪府建築士会は、自身で建築士事務所登録して業務を受注している。
→各単位会は建築士事務所登録をできるのか。
→できない。

5. 今後の委員会開催日程について

- ・第13回委員会 令和元年6月28日 13:00～15:00（予定）

（委員会内容：テキスト改定スケジュールの確認、既存住宅状況調査技術者の現状等）

■第3回広報・渉外委員会（Web会議）議事概要

日 時	令和元年5月8日（水）14:00～15:40
場 所	日事連会議室（委員長、事務局） 所属単位会事務局等（副委員長、堀井委員、青山委員、櫻井委員、岡野委員、山田委員、樋本委員、担当副会長）
出席者	委 員 長 南孝雄 副委員長 小河節郎 委 員 堀井勝典、青山貴仁、櫻井哲男、岡野政治、山田暁、樋本雅彦 担当副会長 戸田和孝 事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、三浦、安藤

<配付資料>

- 資料1 : 平成30年度共同要望運動活動報告一覧、
令和元年度共同要望運動の実施について、令和元年度共同要望書

資料2-1:平成30年度建築士事務所キャンペーン事業結果一覧

資料2-2:令和元年度建築士事務所キャンペーン事業について

資料3:平成30年度事業報告(案)

資料4-1:令和元年度・平成31年度台割表

資料4-2:会誌「日事連」連載『建築士の休日』の執筆依頼について

資料5:「こども霞が関見学デー」への協力、「おしごと年鑑」の協賛依頼について

議 事

1. 共同要望運動について

事務局から平成30年度と令和元年度の共同要望運動について以下の報告がなされ、確認した。(資料1)

○平成30年度共同要望運動の活動結果報告について

本日追加で1単位会より報告があり、現在5単位会から回答待ちの状況である。報告を受けた後、全単位会宛に情報提供する。昨年度は本年1月に業務報酬基準の告示改正が行われた影響があり、例年年度末に共同要望運動を実施していながら本年は実施を見合わせた単位会があったようである。

○令和元年度共同要望運動の実施について

令和元年度(平成31年度)共同要望運動に関しては、要望書案を前回委員会及びその後のメールで決定し、3月の理事会で諮ったところ承認された。早期(4月～6月)実施を希望した5単位会には3月26日付で要望書を発送した。(メールは翌27日)

通常期に関しては、改元に伴い要望書の表紙に「令和元年度」と入れ、要望項目1の業務報酬基準の部分の文章「本年(平成31年)1月には、新たな業務報酬基準(告示第98号)が制定され」を「平成31年1月には、・・・」に修正し、7月に発行する予定である。

2. 建築士事務所キャンペーン事業について

○平成30年度建築士事務所キャンペーン(資料2-1)

事務局から平成30年度建築士事務所キャンペーンについて報告がなされ、確認した。

平成30年度は44単位会で実施された。単位会主催の作品展等とあわせての実施や、他団体等が主催する大きなイベントに出展するケースが多く、経費を抑え集客を図る工夫がなされていることがわかる。本結果一覧は今年度の事業の参考とするため、全単位会宛に情報提供する予定である。

○令和元年度建築士事務所キャンペーン(資料2-2)

前回委員会にて、趣旨とイベント運営に新業務報酬基準の周知を図ることを追記すること及び配布資料は昨年同様4種類とすることが決定された。

本委員会では全国共通テーマについて、事前に各委員より提案してもらった項目をもとに協議を行った。昨年までのテーマである「信頼のあかし 建築士事務所協会」を継続することの重要性も考慮したが、10年ほど継続しているテーマであり、元号も変わり新たな時代となることから、以下の共通テーマに変えキャンペーン事業実施要項案を作成することとした。

新たな時代を築く 建築士事務所協会 (サブタイトルは単位会で設定が可能)

3. 平成30年度事業報告について

事務局から平成30年度事業報告(案)について説明がなされ、協議を行った。(資料3)

(1) 共同要望運動の実施 の説明文にて、「今年度の要望内容は昨年同様とし、単位会に要望書を提供した」となっているが、共同要望書ではなく単位会独自の要望書で要望運動を実施している単位会もあるため表現を変えた方が良いという意見が出された。

協議の結果、「要望書を希望した単位会に提供した」に変更することとした。

4. 会誌編集専門委員会報告

○会誌編集専門委員会の活動状況の報告(資料4-1)

事務局から会誌編集専門委員会の活動状況について以下のとおり説明がなされ、確認した。

改元に伴い、4・5月号では2号続けて「建築でみる平成」を特集した。また、福島会の協力のもと6月号で福島大会の

特集を組み、同号より連載「訪ねてみたい街ガイド」に4号連続で福島編を掲載する。

6月号よりBIMと情報環境WGの企画によりBIMに関する連載を開始した他、7月号より災害対策特別委員会の企画により建築士事務所の災害対策に関する連載を開始する予定で、初回は鼎談を掲載することとしている。

○会員寄稿の執筆依頼（資料4-2）

事務局から会員寄稿について以下の説明がなされた。

会誌編集専門委員会では会員寄稿を増やし、会誌及び会誌を通じ事務所協会・連合会に興味を持ってもらえるようにさまざまな工夫をしている。広報・渉外委員におかれては任期中にご自身または所属単位会の会員に連載「建築士の休日」を執筆してもらうよう依頼がなされ、了承された。執筆者または原稿送付時期の見通しが立ち次第事務局まで連絡をすることとした。

5. その他

・事務局から子供向けの事業について以下の報告がなされた。（資料5）

○「こども霞が関見学デー」への協力

本イベントは各府省庁等が連携して業務説明や省内見学などを行うことにより、親子の触れ合いを深め、子供たちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会とするとともに、府省庁等の施策に対する理解を深めてもらうことを目的とした取り組みであり、日事連も国交省住宅局から要請を受け協力している。本年は8月7日（水）・8日（木）で開催され、住宅局では木組み体験・クイズ、木造超高層ビルの紹介等が実施される予定である。

○「おしごと年鑑」への協賛依頼について

「おしごととはくぶつかん」事務局（（一社）日本文化教育推進機構）より平成30年度末に「おしごと年鑑（2019年版）」協賛の依頼があったが承諾はしなかった。「おしごととはくぶつかん」はウェブ・紙媒体・出前事業・イベントなどを総合したキャリア教育支援事業で、全国の小・中学校等に「おしごと年鑑」を配布している。今回は「建築士の仕事」につい

ての紹介の提案で2019年度版の協賛金は150万円（1年・税別）であった。

■会誌編集専門委員会議事概要

日 時 令和元年5月16日（木）15:00～17:00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 小泉厚

副委員長 丸川真太郎

委 員 宇塚幸生、鈴鹿美穂、渋谷美樹、三谷滋伸

オブザーバー（株）ジェイクリエイト - 城市奈那

事務局 三浦、安藤

欠席者 委 員 須田正美

広報・渉外委員長 南孝雄

<配布資料>

資料1 : 6月号台割

資料2-1 : 7月号～9月号台割

資料2-2 : 日事連2018年10月号台割

資料3 : 新特集・新連載提案等（宇塚委員）

資料4 : 会誌の用紙について

参 考 : 令和元年・平成30年度年間台割表

議 事

1. 前回委員会以降発行の会誌（4・5月号）の掲載内容についての意見交換

<4月号>

○特集について

- ・公共建築（コンペ・プロポーザル）中心だったので、民間建築も取り上げて欲しかった。

○その他連載記事等について

- ・「日事連建築賞受賞事務所訪問」は、見開きページに図面と写真が並べて掲載してあり見やすかった。本文の説明と合致する図面や写真を掲載して欲しい。
- ・「単位会だより」など単位会での取り組み事例は興味があるので、今後も継続して掲載して欲しい。
- ・全国大会（福島大会）の案内は、参加方法がわからない会員

もいるため、参加申し込みの案内も記載して欲しい。

- ・「青年話創会レポート」は、熊本県内の視察内容が時系列でまとまっており見やすかった。
- ・「美術館・博物館巡り」は、設計者自身が執筆した場合と、自身の好きな美術館・博物館を紹介する場合で、ページ数を変えた方がいいのではないかと。

<5月号>

○特集について

- ・建築基準法の改正経過が時系列でまとまっており参考になった。

○その他連載記事等について

- ・「苦情解決事例紹介」の事務所協会の対応については、具体的に記載したほうが参考になるのではないかと。
- ・「住宅・省エネレポート」は、実際どれくらい温度が下がるのか記載したほうがイメージしやすい。省エネ化はこれから重要になってくるので、引き続き連載して欲しい。
- ・「美術館・博物館巡り」は、図面を掲載して欲しかった。→セキュリティの都合で美術館から掲載許可が下りなかった。できる限り図面を掲載できるよう手配するが、今後とも掲載許可が下りない場合がでてくると思われる。

2. 6月号の編集作業状況報告

ジェイクリエイトおよび事務局から、間もなく発行される6月号の編集内容について以下のとおり説明がなされ、確認した。

(資料1)

- ・特集1は「万博の歩み 過去から未来へ」
特集タイトルは「万博の歴史」に決まっていたが、万博の代表的なモニュメントと2025年日本国際博覧会の内容であるため、タイトルを変更する。
- ・特集2は「第43回建築士事務所全国大会（福島大会）」
福島会および福島会会員の執筆により、全国大会概要、福島の見どころ、「訪ねてみたい街ガイド」「美術館・博物館巡り」を掲載する。
- ・表紙は「ナショナルトレーニングセンターJヴィレッジ」
- ・新連載として建築ジャーナリストの樋口一希氏の執筆により

「BIMで変わる、BIMで変える—今どこまで進んでいるか」を開始する他、連載として「日事連建築賞受賞事務所訪問」は優秀賞を受賞したエー・アール・ジー（たなばるの家）、神奈川会会員による「住宅・省エネレポート」等を掲載する。

<BIMの連載に関する意見等>

- ・使いやすいBIMソフトの紹介やBIMのメリットだけではなくデメリットについても情報提供して欲しい。
- ・中小規模の事務所に焦点を置いた記事にして欲しい。

3. 7月号～10月号の特集企画の確認、検討

ジェイクリエイトおよび事務局から説明がなされ、協議した。

(資料2-1、資料2-2)

○7月号

- ・特集は「活かされる文化財」
文化財活用に関するインタビュー記事を掲載する他、会員寄稿（6件）により文化財の活用例を紹介する。
- ・連載として、「日事連建築賞受賞事務所訪問」は平成30年度最終回で、五井建築研究所（B's・行善寺）、福島会会員による「訪ねてみたい街ガイド」、京都会員による「景観・まちづくり地域探訪」、岩手会会員による「日事連フォーラム」等を掲載する他、災害対策特別委員会委員と佐々木会長による鼎談記事（前編）を掲載予定。

○8月号

- ・特集は「建築装飾の魅力」
専門家による執筆記事ではなく、さまざまな種類の建築装飾を紹介する。

<意見等>

- ・畳縁や障子も取り上げて欲しい。
- ・“今も生きている技術”と“今残っている伝統技術”のいずれかに絞って紹介したほうがいいのではないかと。
- ・建築装飾ごとに伝統技術と現在の技術を対比させるなど、掲載方法を統一したほうが読みやすいのではないかと。
- 伝統的な建築装飾をまとめて掲載し、その後、可能

な範囲で今のデザインに活かされている事例を紹介し、製造メーカー等の情報を添えることとした。

- ・連載として、福島会会員による「訪ねてみたい街ガイド」、神奈川会会員による「景観・まちづくり地域探訪」、東京会会員による「日事連フォーラム」等を掲載する他、7月号に引き続き鼎談記事（後編）を掲載予定。

○9月号

- ・特集は「現代の祈りの空間」

インタビュー記事を掲載する他、祈りの空間を作るのに欠かせない光の演出方法についてコラム形式で取り上げる。

（1施設半ページ程度）

⇒コラムで取り上げて欲しい施設がある場合には、5月末までに事務局へ連絡してもらうこととした宗教色の濃い内容の投稿記事がある可能性もあるため、会員寄稿は無しとする。

- ・その他、構造技術専門委員会による「意匠設計者のための在来木造住宅のプランに影響を及ぼす壁量計算と壁配置のバランスのポイント」を2号に分けて掲載し、災害対策特別委員会による連載を開始予定。

○10月号

- ・特集は「日事連建築賞」

ページ割りは昨年同様に、国土交通大臣賞と日事連会長賞は2ページ、優秀賞は1ページ、奨励賞は半ページでの掲載とする。「受賞作品は順次紹介していきます」という一文を添える。

<意見等>

- ・「日事連建築賞受賞事務所訪問」は、インタビュー記事ではなく受賞者による執筆記事でもいいのではないか。

→これまで通りインタビュー記事とする。（優秀賞以上の受賞作品）

4. 連載・特集記事について

宇塚委員および事務局から説明がなされ、協議した。（資料3）

○タイル建築

専門家によるタイル建築の歴史、タイルメーカーによる最新工法の紹介や会員寄稿によりタイル建築を紹介する。

→11月号で掲載することとし、詳細は次回委員会にて再度検討する

その他、特集案として国立西洋美術館が挙がっており、BIMと情報環境ワーキンググループから今後BIM特集を提案予定。

5. 会誌の用紙について

事務局から説明がなされ、協議した。（資料4）

印刷製本を依頼している日本印刷より印刷用紙の価格上昇による値上げ要請があった。値上げ金額を少しでも抑えるために、会誌の紙質変更（グレードダウン）を検討したい。表紙は5月号より1段薄い紙に変更した。

協議の結果、表紙は5月号の紙質とし、本文については現在より1段薄いものに変更し、試すこととする。

値上げ金額を日本印刷と再度交渉のうえ、変更時期が決まり次第、委員へ連絡する。

6. その他

- ・次回日程 7月16日（火）

14:00～16:00（Web会議）

■第3回指導運営委員会（Web会議）議事概要

日 時 平成31年4月24日（水）14:00～15:35

場 所 日事連会議室（担当副会長、事務局）

所属単位会事務局等（委員長、副委員長、千葉委員、奥村委員、辻委員、霜村委員、鬼丸委員）

出席者 委員長 濱本泰久

副委員長 渡邊武

委員 千葉清純、奥村尚史、辻裕樹、霜村將博、鬼丸勝典

担当副会長 新沼義雄

事務局 前田、千浜、野出

欠席者 委員 奥村一利（Web接続不具合による）

<提出資料>

資料1 平成30年度 指導運営に関する事業報告（案）

資料2 平成30年度下半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）

議事1. 平成30年度指導運営に関する事業報告について

平成30年度の指導運営委員会の事業報告案について、資料1に基づき事務局より説明がなされた。今年度の苦情相談申込受付件数は、全単位会で合計63件となり、前年度や前々年度より若干増加した。各委員において事業報告案の内容を確認し、これ了承した。

議事2. 平成30年度下半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について

平成30年度下半期の苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）について、資料2に基づき事務局より説明がなされた。今年度下半期は、7単位会から10事例が提出された。

提出された事例の内容について以下のとおり協議した。

誤字脱字や、未記入部分等を単位会へ確認・修正する。

また、奈良会の案件で内容が重複している事例があり、記載ミスなのか確認することとした。

事例の修正等を担当する委員については、以下のとおり割り振り、6月7日（金）を期限に、修正した部分を朱書きにして事務局まで返送することとした。

〔事例〕	〔担当委員〕
岩手会（1件）	・・・ 濱本委員長
千葉会（1件）	・・・ 渡邊副委員長
神奈川会（1件）	・・・ 千葉委員
兵庫会（1件）	・・・ 奥村一利委員
奈良会（3件）	・・・ 奥村尚史委員（前半1件）、 辻委員（後半2件）
愛媛会（2件）	・・・ 霜村委員
沖縄会（1件）	・・・ 鬼丸委員

また、会員に特に参考となる事例については、会誌「日事連」に掲載するため、該当する事例があればピックアップすることとした。

■次回日程

平成31年10月下旬～11月上旬頃に開催予定（Web会議での開催とする）。

■第4回災害対策特別委員会（Web会議）議事概要

日 時 令和元年5月9日（木） 13:30～15:30

場 所 日事連会議室（委員長、児玉委員、遠藤委員、
山本委員、南委員、事務局）
所属単位会事務局（岩本委員、伊藤委員）

出席者 委員長 佐野吉彦（大阪会）
委 員 児玉耕二（東京会）、遠藤正幸（静岡会）、山本康一郎（兵庫会）、伊藤光洋（山口会）、岩本茂美（福岡会）、南孝雄（熊本会）

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、東小川

欠席者 委 員 渡邊武（福島会）

配付資料

資料1：日事連：災害対策の基本原則（案）

資料2：日事連提言「災害に立ち向かうマニュアル」（案）

資料3：会誌「日事連」掲載企画案

資料4：大規模災害被災地に対する見舞金の支給基準

資料5：平成30年度 災害対策に関する事業報告（案）

議題

1. 「災害対策体制とルールづくり」について

- ・前回の「日事連：災害対策の基本原則」（案）を確認し承認。総務・財務委員会と正副会長会に提出し、案を確定する予定。なお、これに続きブロックや単位会における災害対応の原則（モデル）を作成することとした。

- ・佐野委員長からたたき台と「災害に立ち向かうマニュアル」（項目のみ）を説明した。災害経験を盛り込むこと、被災当事者の安全確保についての記述、まとめる過程で「支援のあり方（技術支援）」についての知見を引き出すことなど。今後たたき台を充実させるが、委員からの意見を随時求める。

2. 会誌「日事連」への災害対策の掲載企画について

- ・児玉委員案をもとに会誌「日事連」の連載案を議論。7月スタートを想定し、おおよそ1年の掲載とする。会誌編集事務所（ジ

エイクリエイト)が記事をまとめる。第1・2回の鼎談記事は作成中。以降、減災→災害への備え→災害対応→復旧復興という流れをつくり、体験談インタビューを加える。鼎談に続く3回は遠藤・山本・南各位委員が窓口となる。

3. 「復旧復興のための技術支援のあり方」

- ・遠藤委員から次回に資料提示。

4. 「日事連災害見舞金」

- ・前回提示の山本委員案をベース案とし、「主として建築にかかわる大規模な災害」に限定し、正副会長会で議論願うことにした。

5. 「情報提供の機会づくり」

- ・山本委員から、災害にかかわる情報提供・災害対応ルールづくりへの誘導などを、各ブロックの会議に出向いて解説するのが有効である、ブロックによる自律的取り組みが重要である、との意見あり。

6. その他

- ・日事連のBCPについては総務・財務委員会マターとした。
- ・平成30年度事業報告を了承。
- ・次回委員会7月25日(木)13:30開催 (Web会議)

■主な行事予定

令和元年

6月18日	青年WG (Web会議)
19日	建築士事務所の業務環境改善WG (Web会議)
26日	常任理事会 建築士事務所協会全国会長会議 定時総会 日事政研通常総会
27日	構造技術専門委員会
28日	既存住宅状況調査専門委員会 (Web会議)
7月 5日	事務局連絡会議 住宅金融支援機構適合証明業務登録窓口 連絡会議

令和元年5月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 令和元年5月1日～5月31日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,700事務所
 賛助会員 6社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	+ 1	1,019	4,406	23.1 %	- 5	265	26.0 %
青 森		175	953	18.4 %	- 2	40	22.9 %
岩 手		264	943	28.0 %	- 1	67	25.4 %
宮 城	+ 2	347	2,016	17.2 %	- 2	74	21.3 %
秋 田		145	971	14.9 %	- 1	45	31.0 %
山 形		182	1,163	15.6 %	- 1	56	30.8 %
福 島		237	1,619	14.6 %	- 4	63	26.6 %
茨 城		482	2,010	24.0 %	- 5	157	32.6 %
栃 木		169	1,386	12.2 %	- 4	80	47.3 %
群 馬	+ 3	198	1,717	11.5 %	- 1	93	47.0 %
埼 玉	+ 1	489	4,884	10.0 %	- 3	127	26.0 %
千 葉	+ 1	380	3,456	11.0 %	- 5	108	28.4 %
東 京	+ 3	1,596	15,207	10.5 %	- 14	564	35.3 %
神奈川	- 10	765	6,135	12.5 %	- 9	202	26.4 %
新 潟		309	2,308	13.4 %	- 6	130	42.1 %
長 野	+ 1	416	2,150	19.3 %	- 6	112	26.9 %
山 梨	- 1	110	844	13.0 %		10	9.1 %
富 山		303	1,234	24.6 %	- 1	62	20.5 %
石 川		303	1,301	23.3 %	- 1	58	19.1 %
福 井		223	970	23.0 %	- 1	53	23.8 %
静 岡		410	3,156	13.0 %	- 2	126	30.7 %
愛 知		551	5,118	10.8 %	- 3	138	25.0 %
三 重		185	1,181	15.7 %	- 2	61	33.0 %
滋 賀		187	1,157	16.2 %	- 2	33	17.6 %
京 都		359	2,201	16.3 %	- 3	101	28.1 %
大 阪	- 6	805	6,478	12.4 %	- 8	208	25.8 %
兵 庫	- 2	385	3,573	10.8 %	- 4	104	27.0 %
奈 良		106	932	11.4 %	- 2	22	20.8 %
和歌山		123	778	15.8 %	- 2	24	19.5 %
鳥 取		106	484	21.9 %		47	44.3 %
島 根		116	601	19.3 %	- 3	60	51.7 %
岡 山		385	1,490	25.8 %	- 1	69	17.9 %
広 島		347	2,341	14.8 %	- 4	133	38.3 %
山 口		113	1,062	10.6 %	- 2	36	31.9 %
徳 島		108	851	12.7 %		14	13.0 %
香 川		93	1,094	8.5 %	- 2	16	17.2 %
愛 媛		174	1,188	14.6 %		43	24.7 %
高 知		136	622	21.9 %	- 2	26	19.1 %
福 岡		463	3,662	12.6 %	- 4	154	33.3 %
佐 賀		184	581	31.7 %		40	21.7 %
長 崎		251	859	29.2 %	- 2	41	16.3 %
熊 本		226	1,401	16.1 %	- 2	99	43.8 %
大 分	+ 1	160	903	17.7 %	- 1	39	24.4 %
宮 崎		116	1,003	11.6 %	- 2	50	43.1 %
鹿児島		308	1,243	24.8 %	- 2	83	26.9 %
沖 縄	+ 1	191	1,284	14.9 %	- 1	63	33.0 %
計	- 5	14,700	100,916	14.6 %	- 128	4,196	28.5 %

※建築士事務所登録数は平成30年4月1日時点の数字である。